

EUにおける規制の状況

1. EU委員会による規制の状況

(1) 金属製アクセサリーの規制について

金属製アクセサリーについて、鉛に関する規制（含有基準等）は設けられていない。

(2) その他、製品への鉛含有に関する規制について

EU指令 88/378/EEC Annex II, II, 3.2 において、玩具使用により子供が摂取する鉛量を $0.7 \mu\text{g/day}$ 以下とすることとされている。

ただし、当該指令の玩具の範囲から、子供用のアクセサリーは除外されている。

(注) EU指令と各国法の関係について

EU指令は、達成すべき結果については加盟国を拘束するものの、形式及び手段についての権限は加盟国にゆだねることとされている。

2. EU加盟各国による規制の状況

(1) EU指令に準じた規制が行われている国

アイルランド、オーストラリア、オランダ、スイス、スウェーデン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル

(2) 金属製アクセサリー類について、独自の規制が行われている国

スペインのみ

(内容) スペイン食品規範において、人と接触可能な製品の規制を実施

- 10%の含有量を超える鉛の使用を禁止
- 1%以上の鉛を含有する鉱物性着色料の使用を禁止

(参考)

EU 委員会による玩具指令

COUNCIL DIRECTIVE 88/378/EEC

Article 1

1. この指令は玩具 (toy) に適用する。玩具とは、14 歳以下の子供が遊ぶように設計され、又は明らかに意図された製品又は物質をいう。
2. 付属書 1 に掲げられた製品は、この指令では玩具と見なさない。

Article 2

1. 玩具は、意図した使用法又は予見可能な方法で使われるとき、使用者又は第三者の安全及び／又は健康を危険にさらさないときに限り、市場に置くことができる。その際、子供の典型的な行動を念頭に置くこと。
2. 市場においては、予測可能な使用及び通常の使用を考慮して、玩具はこの指令に掲げる安全状態及び健康状態に適合しなければならない。
3. この指令の目的から、「市場に置く」とは販売及び無料配布を含む。

Article 3

加盟国は、玩具が付属書 2 に掲げる基礎的安全要求項目に適合せずに市場に置くことがないように、あらゆる手段を取ること。

付属書 1 この指令の目的のため、玩具と見なさない製品

2 1. 子供用ファッションジュエリー

付属書 2 玩具における基礎的安全要求項目

II 個別の危険性

3. 化学的性質

2. 特に子供の健康の保護のため、玩具を使用することにより生物学的利用能（バイオアベイラビリティ）が、対象物 1 日当たりで次の値を超えてはならない。

鉛 $0.7 \mu\text{g}$

これらの物質の生物学的利用能とは、毒性的に重要性を持つ可溶性の抽出分を意味する。

http://ec.europa.eu/enterprise/toys/dir1988_378.htm

米国における規制状況

米国消費者製品安全委員会（CPSC）による Interim Enforcement Policy for Children’s Metal Jewelry Containing Lead（鉛を含有する子供用金属装身具に関する暫定指針）（別添）

概要：

- ① 金属装飾品における鉛含有量を測定し、その量が 0.06w/w% を超える製品については、更に溶出試験を行い、溶出量が 175 μ g 以下とする基準を設ける。
- ② ①の試験において 175 μ g をこえる製品が判明した場合は、製品毎に対象年齢、鉛の量、鉛を含む構成要素の大きさ、暴露経路、販売状況等を考慮し、是正措置要請の要否を決定する。

※ 是正措置とは、表示の適正化の要請、含有量変更の要請、回収要請等があり、これら是正措置要請に当たっては、個別製品毎に評価を行いその該当性を判断。

施行： 2005年（平成17年）2月3日

経緯： CPSC は 2004 年に鉛を含有するアクセサリーを誤飲した子供に重篤な健康障害が報告されたことを契機に、2005年2月3日付けで「鉛を含有する子供用金属装身具に対する暫定指針」を公表した。

試験法： CPSC が定める方法による。

カナダにおける規制状況

Hazardous Products Acts（有害製品規制法）に基づく Children's Jewellery Regulations（子供用装身具規制）（別添）

概要： 子供用装身具においては、全鉛含量 600mg/kg（0.06w/w%）以上、又は移動性の鉛 90mg/kg（0.009% by weight）以上を含んではならない。子供用装身具とは、主として15歳以下の子供を引きつけるように創作、大きさを決定、装飾、包装、広告される装身具を指す（賞品のバッジ・メダル他類似の製品を除く。）

具体例 子供用の服、本、DVD、食品と抱き合わせのもの。子供スポーツイベント会場で配布するもの。子供向け人気映画のキャラクター製品、家族向け映画や学校での販売品、「キッズ」表示のあるもの。子供をイメージさせる包装、サイズが子供向けのもの。ベンディングマシンの販売品等（規制案時点）

施行： 2005年（平成17年）5月10日

経緯： 1998年にカナダで、2003年にアメリカで子供が装身具の誤飲で鉛中毒となったことを契機に、事業者に対して、子供用製品での鉛量の削減、大人用製品での表示について自主的な対応を求めた。しかし、ほとんど遵守されなかったため、規制に至った。

試験法： 特定の試験法は規定しないが、G L Pに沿って行うこと。